総社市の小・中学校等における新型コロナ感染発生時の具体的な対応方針（案）

１．新型コロナ対応のこれまでの経過

（１）３月～５月の臨時休校措置

3/2～5/31（5/25～再開準備で午前中授業）
感染状況を見ながら緊急事態宣言の発令も考慮し計３回の休校延長
結果的に春休みを挟み３か月間の休校実施（県下では最長）
この間の卒業式・入学式は縮小実施，部活動は自粛，運動会や修学旅行等の主要行事も延期・縮小

（２）振り返り　～再開後実施のアンケート結果から

（児童生徒・保護者）
学習の育れ，生活習慣の乱れ，運動不足・体力低下，偏った食生活などへの不安
仕事を休まなければならなかった保護者の経済的負担
家庭内でのメンタル不安

（学校）
児童生徒の生活面やメンタル状況の把握
学力保障等の対応　　などに苦慮

（３）８月の総社東中学校の対応

8/19 教職員の感染判明を受け，8/20～26（1 週間）の臨時休校を実施
学校名と教職員であることのみ公表
校内での濃厚接触者は無しも，念のため接触のあった 51 名（教職員・生徒）の PCR 検査を実施
更なる陽性者の発生も想定し休校期間を設定
検査対象者の把握から結果判明まで 3 日程度を見込んだが，8/21 夜に全員の陰性判明
情報提供や発表のタイミングから，当初は人権侵害等の対応に注力
学校再開後は 2 週間の健康観察を厳重に実施

具体的な対応方針等

1．本人の出席・出勤停止の取り扱い

発生事例	本人	学校での取り扱い
児童生徒・教職員の**感染が判明**した場合	・保健所の指示により病院入院又は宿泊施設滞在 ・退院基準は 発症から 10 日かつ回復後 72 時間 症状軽快後，PCR 検査 2 回実施	退院・退所までは登校・出勤停止 児童生徒：出席停止 （学校保健安全法） 教職員　：特別休暇
児童生徒・教職員が**濃厚接触者に指定**された場合	・保健所の指示で PCR 検査を受け 検査結果に関わらず 14 日間自宅待機 （陽性なら入院又は宿泊施設滞在）	検査結果に関わらず 14 日間の登校・出勤停止 児童生徒：出席停止 教職員　：職務専念義務免除
児童生徒・教職員の**同居家族等が濃厚接触者に指定**された場合	PCR 検査の結果判明まで自宅待機 （陽性確定者の濃厚接触者指定ではない PCR 検査は除く）	児童生徒：出席停止 教職員　：職務専念義務免除
児童生徒・教職員に発熱等の風邪症状がある場合	症状軽快まで自宅療養	児童生徒：~~病気欠席~~ 出席停止 教職員：年次休暇・病気休暇

2．学校の休校日数目安

児童生徒や教職員が感染した場合，原則として学校単位で臨時休業を行う

休校日数	具体例	備考
1～2 日	濃厚接触者，接触者ともにいない場合 など	校内の消毒は 1 日で実施可能 （学年や学級単位等，学校の一部のみの閉鎖も状況により検討）
3 日（基本）	濃厚接触者，接触者がいる場合 など	濃厚接触者の特定や検査結果判明は 2～3 日で対応可能
4 日以上	濃厚接触者が多く，接触の程度が重い場合 クラスター発生が疑われる場合　など	濃厚接触者から更なる感染が確認された場合は，休校日数の延長検討 地域の流行状況も考慮

※　具体的な休校日数の判断は，学校の活動態様・接触者の多寡・地域の感染状況・感染経路の明否などを考慮し，教育委員会が市長・校長と協議のうえ，保健所とも連携し決定。

3．学校名の公表

原則，該当の「学校名」と「児童生徒・教職員の区分」は公表する
感染者の個人情報は公表しない
正しい情報発信で，市内の混乱・誤解・誹謗中傷等を回避

4．人権侵害・誹謗中傷の防止

関係機関と連携しながら，全市民に対して周知啓発
ホームページ・公式 LINE・Twitter　等による周知，チラシの配布
学校での啓発徹底（学年・クラス集会，保護者集会等）

5．休校中の指導・支援

○ 健康・精神面
・担任から各家庭へ定期的に連絡を取り健康状態等を確認
・カウンセラー等の専門職によるメンタル対応
○ 学習面
・既存の教材やプリント配布により自宅学習を促す
・令和２年度中に，ICT を活用した双方向での学習支援を実施
○ 居場所の確保
・家庭等に居場所のない児童に対しては，学校が主体となり学校の一部施設を活用し，教育委員会・放課後児童クラブとも連携・協力し，安全面に配慮した居場所を確保

6．相談窓口の体制

相談窓口を適切に分担し，問い合わせ等に対応
○ 当該小・中学校の保護者との連絡・相談
→ 当該小・中学校が窓口
○ それ以外の市民等からの連絡・相談
→ 教育委員会　学校教育課
総社市新型コロナ 24 時間相談窓口

7．学校内の消毒

○ 保健所や学校薬剤師と連携し，教職員が実施（教育委員会も支援）
○ 消毒用エタノール等を定められた方法で使用（平時からの十分な衛生資材確保）
○ 完了するまでは立ち入り禁止

8．時系列での対応項目例

感染発生から休校まで

保護者→学校→教育委員会への報告
保健所による濃厚接触者等の調査・ヒアリング
校内の消毒
休校期間等の方針判断と公表・発表
保護者等への連絡（適切な情報提供と人権侵害防止）

休校中期間中

PCR 検査
校内の消毒
学習支援や居場所の確保
保護者等への連絡（適切な情報提供と人権侵害防止）

学校再開後

検温等による全員の体調把握，健康観察（2 週間）

9．方針の運用・見直しについて

○ 市民に対して，平素から新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報を発信し，正しい知識の啓発を行うことで，感染拡大や人権侵害の防止に努める。また，コロナ禍にあってもこどもの学びや成長を止めることのない学校環境を確保する

○ 今後の感染症の状況を踏まえ「休校日数の短縮」について，必要に応じて見直しを行う
また，濃厚接触者の自宅待機日数（14 日間）については，感染者の退院基準日数（10 日間）と逆転しており，今後の知見に沿った見直しを検討する

○ 対応項目や目安等は，公立の幼稚園・認定こども園にも準用する